

- ハ 審査等に当たる者
- ニ 試験実施規程
- ホ 倫理規程
- ヘ 定款等
- ト 代表者
- チ 監査等に当たる者及び倫理委員会委員

8 能力評価試験の廃止

能力評価試験の指定を受けた試験機関は、指定された能力評価試験を廃止するときは、速やかに、廃止の時期及び理由について明記した書類（廃止届）を職業能力開発局長に提出すること。

9 助成金の支給申請等に必要な事務

能力評価試験の指定を受けた試験機関は、受験者を雇用する事業主に対し、職業能力評価推進給付金の支給申請等に必要な書類（受験票、請求内訳書、領収書等）の発行等の事務を行うこと。

10 能力評価試験の広告等

- (1) 職業能力開発局長の指定対象となるのは試験機関が実施する能力評価試験であり、試験機関ではないこと。指定された能力評価試験に関する広告・宣伝を行うときは、「厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象指定キャリア・コンサルタント能力評価試験」と正確な表現を使用するとともに、受験者を雇用する事業主すべてに給付金が支給されるとの誤解を与えないよう支給要件について明記すること。
- (2) 募集に当たり、強引な勧誘や制度への誤解・不信を与えるような広告等は避け、適正な広告等に努めること。

11 指定の取消

職業能力開発局長は、試験の指定を受けた試験機関が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- イ 指定基準に適合しなくなったとき。
- ロ 6又は7の提出を著しく怠ったとき。
- ハ 10に反する行為があったとき。
- ニ 提出された書類に事実と反する記載があったことが判明したとき。

12 再指定の手続

指定を受けた試験の有効期間終了後も引き続き指定を希望するときは、新規の指定希望の受付時期にあわせて、有効期間終了前にあらためて指定希望の手続きを行うこと。なお、11のイ～ニの事由により指定の取消を受けたものが再指定を希望するときは、当該指定の取消の日から起算して3年を経過しないものは指定を受けることができないものとする。

5 厚生労働省が実施する調査に対する協力について

厚生労働省が、能力評価試験の運営状況等について把握するため、調査を実施するときは、資料の提出等のご協力をお願いします。

(参考) キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の概要について

キャリア形成促進助成金とは、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、又は職業能力評価の実施を行う事業主に対して助成するものです。訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金の4種類があります。

○ 職業能力評価推進給付金

(1) 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画^{*1}及びこれに基づく年間職業能力開発計画^{*2}を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- ③ 職業能力開発推進者^{*3}を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- ④ 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと及び過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- ⑤ キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる事業主であること。

(2) 受給できる額

- ① 職業能力検定の受検料の3/4に相当する額
- ② 職業能力検定の受検時間に応じて支払った賃金の3/4に相当する額

(3) 受給のための手続

キャリア形成促進助成金の受給のための手続は、事業所が所在する都道府県の独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターで行います。

* 1 事業内職業能力開発計画とは、職業能力開発促進法第 11 条第1項に基づき、事業主が、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行い、かつ、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために作成する計画をいいます。

* 2 年間職業能力開発計画とは、事業内職業能力開発計画に基づいた訓練、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、キャリア・コンサルティング、その他の職業能力開発に関する計画であつ

て、1年ごとに定めるものをいいます。

- ＊ 3 職業能力開発推進者とは、職業能力開発促進法第12条に基づき、事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務を行うとともに、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に関する相談・指導等の業務を行う者をいいます。

詳細は、パンフレット「キャリア形成促進助成金のご案内」をご覧ください。

(参考)

厚生労働省ホームページ「働く人の能力開発を行う事業主の方へ」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>

独立行政法人雇用・能力開発機構ホームページ「キャリア形成促進助成金」

<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/f-3-b.html>

様式の記入要領

● 様式第1号（団体概要）

試験機関の名称、代表者氏名を記入した上で、代表者印を押印してください。

- 1 能力評価試験の名称：試験実施規程で定めた正式名称を記入してください。
- 2 試験機関の所在地：能力評価試験業務の事務局（あるいは相当する組織）の所在地を記入してください。本社の所在地が事務局の所在地と異なる場合は、本社所在地もあわせて記入してください。
- 3 主たる事業内容：定款等に掲げる事業の概要を記入してください。
- 4 規模：調書記入日現在の人数を記入してください。①役員数及び②従業員数は試験機関全体の人数を記入してください。
- 5 設立年月日：試験機関の設立年月日を記入してください。
- 6 試験事業開始年月日：キャリア・コンサルタント能力評価試験事業の開始年月日を記入してください。当該能力評価試験の実績がない場合は、能力評価試験事業開始予定年月日を記入してください。
- 7 作成者：提出書類の内容等について説明できる担当者の氏名を記入してください。そのほかに事務局責任者に相当する者がいる場合には、その氏名を記入してください。
- 8 所属部署名、電話・FAX 番号、業務用メールアドレス：作成者の所属、連絡先を記入してください。メールアドレスの記入は任意で構いません。

● 様式第2-1号（能力評価試験概要）

- 1 能力評価試験の名称について
 - ① 能力評価試験名称：試験実施規程で定めた正式名称を記入してください。
 - ② 合格者に付与する称号：能力評価試験合格者に対して付与する称号の名称を記入してください。
- 2 能力評価試験の年間実施計画について
 - ④ 第1回～第6回：指定を希望する月（4月または10月）から1年間（3月または9月まで）について、能力評価試験の実施予定日を記入してください。能力評価試験が学科試験と実技試験で1次と2次にわかれるなど、二月以上にまたがって能力評価試験を実施する場合は、その最初の月日を記入してください。また、各回の受験者見込数、実施場所について記入してください。能力評価試験実施回数が7回以上である場合は、記入欄を適宜追加してください。

（下欄）

受験者見込数：能力評価試験1回あたりの受験者見込数の平均及び年間あたりの受験者見込数を記入してください。

年間試験回数：1年間の能力評価試験実施回数を記入してください。

年間試験開催箇所数：受験者が能力評価試験開催地を選択できる場合は、選択可能な開催地を1箇所と数えて、のべ開催箇所数をご記入ください。

（例1：1次試験に、①東京都中央区、②東京都八王子市、③千葉県船橋市から試験地を選択でき、2次試験に①東京都新宿区、②千葉県千葉市を選択できる場合には3箇所と数える。）

例2：1次試験に、①東京、②大阪の選択肢があり、①東京を選択した場合に1次試験は東京都内であるが、2次試験は自動的に千葉県千葉市で受験することが決められているような場合は、①東京・②大阪で2箇所と数える。）

- ⑤ 受験料：学科試験と実技試験または1次試験と2次試験とに分けて徴収する場合は、その内訳もあわせて記入してください。
- ⑥ 認定料・登録料等：合格後に必要な認定料・登録料等があれば記入してください。

● 様式第2-2号（受験資格）

- 1 受験資格
 - ① 受験資格：受験資格の要件について記入してください。（指定基準2(6)一参照）
 - ② 免除措置：一定の教育訓練受講者または一部科目合格者に対する学科試験及び実技試験